

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の確認	
根拠法令・条項	土壤汚染対策法第12条第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○土壤汚染対策法（抜粋） （形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令） 第12条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の確認を受けたものに限る。）に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更 二～四 （略） 2～5 （略）</p> <p>○土壤汚染対策法施行規則第49条の3 別紙</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまでに実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。

別紙
○土壌汚染対策法施行規則（抜粋）

（施行管理方針に係る基準）
 第49条の3 法第12条第1項第1号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。
 一 施行管理方針の確認に係る土地を次の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分すること。
 二 次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる施行方法とすること。

施行管理方針の確認に係る土地	土地の土壌の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地又は第3条の2第1号若しくは第2号に掲げる土地	土地の形質の変更の施行方法
一 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が自然に由来する土地	人為等に由来するおそれがない土地又は第3条の2第1号に掲げる土地	第53条第2号から第4号までに定める基準に適合する施行方法
	第3条の2第2号に掲げる土地	第53条各号に定める基準に適合する施行方法
二 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第1条第5号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）の土壌に由来する土地であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合する土地	人為等に由来するおそれがない土地又は第3条の2第1号に掲げる土地	第53条第2号から第4号までに定める基準に適合する施行方法
	第3条の2第2号に掲げる土地	第53条第1号ロの環境大臣が定める基準に適合する施行方法及び第53条第2号から第4号までに定める基準に適合する施行方法
三 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が大正11年4月10日以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（二の項を除く。）の土壌に由来する土地	人為等に由来するおそれがない土地又は第3条の2第1号若しくは第2号に掲げる土地	第53条第1号ロの環境大臣が定める基準に適合する施行方法及び第53条第2号から第4号までに定める基準に適合する施行方法
四 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が大正11年4月9日以前に埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地の土壌に由来する土地	人為等に由来するおそれがない土地又は第3条の2第1号若しくは第2号に掲げる土地	第53条各号に定める基準に適合する施行方法

2 法第12条第1項第1号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の管理に関する方針の基準は、次のとおりとする。
 一 土地の形質の変更（第50条に定める土地の形質の変更を除く。以下この号において同じ。）を行う者は、次に掲げる事項を記録し、土地の所有者等は、当該記録をその作成の日から5年間保存すること。
 イ 土地の形質の変更の種類
 ロ 土地の形質の変更の場所
 ハ 土地の形質の変更の施行方法
 ニ 土地の形質の変更の着手日及び完了日（土地の形質の変更を施行中である場合にあっては完了予定日）
 ホ 土地の形質の変更の範囲及び深さ
 ヘ 土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施した措置
 ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態